

憲法で身を守るものに

くらしに根づかせ、育てよう

国民の権利を保障する憲法

五月三日は「憲法記念日」です。
現在の憲法は「主権在民」、「恒久平和」、「基本的人権の尊重」の三つの大きな柱からなっており、世界でも進んだ部類に入る憲法といわれています。
国民共有の財産ともいえる憲法に対する理解を深め合せてみませんか。

憲法という、何やらいものだと思われがちです。左のページに憲法の条文の抜粋を載せましたが、文章もかたくな

てスラスラ読むというわけにはいきません。
でも私たちの生活は、憲法によって支えられているといつても過言ではないのです。すぐ明日の生活に役立つという種類のものではありませんが、憲法は私たちの基本的な権利を保障し、私たちの生活の橋となつていきます。

みだりに官憲によって捕えられたり、信書を検閲されたりしないで、自由な生活が営めるのも、結局は憲法によって守られているからです。また権力が言論を封殺して、言いたいことも言えず、知らなければならぬことも知らされない、それどころか内心のなかにまで踏みこんで思想の統制までする——そんな状態の中です、どれほど人間性が抑圧され、暗い世の中になるかは、わが国でも戦時中

やというほど味わわれました。憲法は、そんなことが再び起こらないように、防波堤の役目を果たしているのです。
憲法を尺度に生活見直しを

ところで、このような立派な規定が並んでいる憲法も、実際に守られなければ、絵にかいたモチと同じです。大切なことは、私たちが主権者として、どれだけ暮らしている中に憲法を定着させるか、ということではないでしょうか。もつとも、憲法にたえず関心をそそぐというのは、忙しい私たちにとって容易なことではありません。でも憲法というのは、政治の仕組みを定めているだけではなく、生活労働・教育など社会全般にわたる定めをしたものですが、私たちの生活を見直し、向上させるに非常に役立ちます。いかめしい憲法の条文を読む気がなかなか起きないかもしれませんが、ほんのちよつとの時間をさいて、憲法の基本の部分だけでも読んでいかがでしょうか。

ポスターを掲示*
市では今年も「憲法記念日」に合わせて、上のようなポスターを市内各地区、公共施設

などに掲示しましたが、もうごらんになったでしょうか。なお今年も「国際児童年」でもあるため、そのキャンペーンもかねていきます。

子どもたちに平和な未来を



●5月3日は憲法記念日です
新津市
国際児童年19

日本国憲法

(抜すい)

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄す。(以下略)

第二十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第二十三条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の

不断の努力によつて、これを保持しなければならない。(以下略)

第二十四条 すべて国民は、個人として尊重される。(以下略)

第二十五条 すべて国民は、法の下の平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。(以下略)

第二十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第二十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第三十条条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。い

かなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。(以下略)

第三十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第三十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

第三十三条 学問の自由は、これを保障する。

第三十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持

しなければならない。(以下略)

第三十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第三十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。(以下略)

第三十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

(以下略)

第三十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第九十二条 財産権は、これを侵してはならない。(以下略)

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第九八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。(以下略)

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

市長 雑感



(101)

新津市にあっては、このたびの市議会議員選挙で「統一地方選」もしくぐられ、市民のみならずの与望をなつた清新はつた議員各位をお迎えできる運びになつた。まずは市政のため、ご同慶にたえない。

さて、桜の花もかけ足で去り、初夏の装いが一段と明るさを増してきた。好季節への

解放感も、なにかにつけて心にハズミがつくものだが、それが街行く人たちの装いによつても現れて、一層新鮮な気分が満たされる。ファッションの年明け？なんていうと大げさかも知れないが、それでも若い人たちは敏感に反

応するようで、気づかずにひかえぬ装いからは、どこかなくくさがりが見えてきてとてもない。

なんでも、その年の流行は一年も前からつくられていると聞かすが、ヨミの深さもたいしたものである。ひと昔前ま

での新潟は、東京輸入の流行までには間があつた。でも、このころのファッションは、情報化時代に便乗してか「翔んで翔んで」一足翫かに「翔んで翔んで」ローカル色の良否は別にして、そのしたたかな底力には恐れ入る。

「ことに楽しみを見い出せるなら、それはそれですばらしいことだから。」

「魅力、ついでに続けてみよう。もし、ファッションが「未知との遭遇」に期待感をつなぐとすれば「さりげない好意」も、同じように心のす

き間をうめてくれるに違いない。「好意」のほどは、相手の好意を受け入れることだ、という人がいるが、実際には好意を受けながらも、気持ちとは別に、してやれないことだつてたくさんあるはずである。しかし、そうした気持ち

や行動の中から、心の開きを感じるところに「好意」の始まりがあるのだらう。視点を変えて「自然の好意」だつて保護によれば野鳥のさえずりも聞ければ緑も目を楽しませるし、ふれ合いの展開は、さわやかにハネ返つてくる。「好意の行為」は、深みがあつてすばらしい。

よく、いくら推弁があつても、時によつては沈黙であれという。反面、時によらずとも、進んで話してほしい言葉もある。「小さな言葉」のふれ合いの中から好意の発芽があるように思う。

お買物、ご用命は市内で

〈新製品〉
サンス・ノール
500円・1,200円
2,200円・3,200円

にいつオーサカヤは新しい感覚の素適なおかしを作りました。パリッとするサプレーに甘いレーズンクリームをサンドしました。



オーサカヤ 本町2 TEL2-0112

お買物、ご用命は市内で

最新鋭機パーマックドライ
朝9時30分までのお持込みは
当日仕上げり！

各取つき店ご利用下さい。
持込 2~3割引

マルヤドライクリーニング
本町1 猫山医院前 TEL 2 0739

総合結婚式場
〈春祥殿〉

御結婚披露宴会・款送迎会・クラス会・各種御会合に御利用下さい。お茶会には松花堂弁当をどうぞ。

新津市本町一丁目 ☎(2)1600(代)

